

令和5年6月7日14時00分
近畿地方整備局大和川河川事務所

ダムの事前放流について今年も積極的に推進していきます ～大和川水系の「ダム洪水調節機能協議会」をWEB開催します～

水害の激甚化を踏まえ、ダムによる洪水調節機能の早期の強化に向け、大和川水系の河川管理者、ダム管理者、ダム参画利水者及び関係行政機関で構成する「大和川水系ダム洪水調節機能協議会」を開催します。

令和3年5月10日に「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」が公布され、令和3年9月30日に近畿地方整備局管内の1級水系(10水系)において、ダム洪水調節機能協議会が設立されたことにより、協議会構成員に協議に応じる義務、協議が調った事項について尊重する義務が生じ、より既存ダムの洪水調節機能の強化が図られる体制が整備され、令和4年6月には、近畿管内10水系において合同のダム洪水調節機能協議会を開催しました。

今年度も継続して、既存ダムの事前放流をより効果的に実施する必要があることから、河川法改正により、利水ダム等の関係者が参画する「ダム洪水調節機能協議会」を大和川水系でも下記日時で開催し、洪水調節機能の向上の取組の継続・推進を図ります。

大和川水系の管内のダム洪水調節機能協議会の一覧は別紙1のとおりです。

【大和川ダム洪水調節機能協議会】

- 開催方法:WEB・対面開催
- 開催日時:令和5年6月9日(金)15:00～16:00 大和川河川事務所1階会議室
- 構 成 員:別紙1のとおり
- 主な内容:令和5年度における事前放流実施に向けた意見交換(別紙2のとおり)
- 会議の公開:本会議は冒頭挨拶までを報道機関に公開します。報道機関で傍聴希望の方は別添様式により、6月8日までに申込みをお願いします。

<取扱い>

<配布場所>近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ、奈良県政・経済記者クラブ

<問合せ先> 大和川水系ダム洪水調節機能協議会 事務局
大和川河川事務所 副所長 北方 泰憲(内線:204)
占用調整課長 田中 千早(内線:341)
電話 072-971-1381(代表)

別紙1

大和川水系ダム洪水調節機能協議会	近畿地方整備局 大和川河川事務所長
	大阪管区气象台 気象防災部 気象防災情報調整官
	大阪府 都市整備部 河川室長
	大阪府南河内農と緑の総合事務所長
	大阪府環境農林水産部農政室整備課長
	奈良県 県土マネジメント部 河川整備課長
	奈良県 県土マネジメント部 奈良土木事務所長
	奈良県 県土マネジメント部 郡山土木事務所長
	奈良県 県土マネジメント部 中和土木事務所長
	河内長野市 河内長野市 上下水道部長
	富田林市 富田林市 上下水道部長
	天理市 天理市 上下水道局長
	桜井市 桜井市 上下水道部長

大和川水系ダム洪水調節機能協議会 議事次第

日時: 令和5年6月9日 15時～16時

場所: 大和川河川事務所1階会議室(WEB併用)

1. 挨拶

2. 情報提供

- ・令和4年度の近畿地整管内における事前放流実施状況
- ・令和4年度の全国における事前放流実施状況
- ・利水ダムの放流施設の整備等に対する補助制度の概要

3. 議事

- ・大和川水系治水協定の変更事項の有無
- ・ダムの連絡体制の変更事項の有無

4. その他

- ・事前放流に関する報告様式等について
- ・意見交換等

以 上

ダム洪水調節機能協議会 傍聴申し込みについて

◆電子メールによる場合

メール件名を「ダム洪水調節機能協議会の傍聴について」とし、
メール本文に

- ①氏名
- ②報道機関名
- ③連絡先電話番号

を記載の上、委員会事務局(satou-a86rs@mlit.go.jp)まで6月8日までにご送付ください。

◆FAXによる場合

以下の申込書に必要事項を記載の上、大和川河川事務所占有調整課までご送付ください。

1. 氏名 _____

2. 報道機関名 _____

3. 連絡先(連絡のつく携帯電話番号等をご記入ください。)

携帯電話等 _____

Eメール _____

※送り状は不要ですので、本紙のみをそのままFAX(072-973-3967)で6月8日までに送付して下さい。

【お問い合わせ先】

近畿地方整備局 大和川河川事務所

占有調整課長 田中 千早 流域治水課長 佐藤 昭史

TEL:072-971-1381

FAX:072-973-3967